



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2019 年 7 月号

No. 220

No.220 (2019 年 7 月号) <6 月 25 日発行>

今月号の注目記事

- 『めだか【システム監査人のターニングポイント
- データを考える】』



巻頭言

【情報システム監査実践マニュアル（通称赤本）の歴史】

会員番号：0555 松枝憲司（IT アセスメント研究会主査）

赤本は、1997 年の協会創立 10 周年に当たり、当時の「システム監査基準研究特別プロジェクト」が作成した「新システム監査基準実務手順書」（会員配付冊子）をそのルーツとしています。

本手順書は、翌年「実務手順書 98 年版」として FD 化して会員に配布しましたが、さらに広く実務家にも利用できるようにと出版されたのが赤本の第 1 版（初版）です。

日本システム監査人協会名で初めて発刊した書籍でもありました。

初版は工業調査会から 1998 年 11 月に発刊され、その後 2002 年 7 月に 2 刷、2003 年 6 月に 3 刷を重ねて、税別 4,200 円のシステム監査の本としては、異例の売れ行きを残すことができ、当時の協会の財務基盤の正常化にも大いに貢献しました。その後、2004 年 10 月のシステム監査基準の改訂を受けて、赤本も第 2 版を出版することになり、当時の「システム監査基準研究会」が中心となって完成させました。

第 2 版は 2005 年 12 月に発刊後、2007 年 4 月に 2 刷を重ねましたが、その後出版社を森北出版に変更して、2011 年 1 月に実質的な 3 刷を発刊して現在に至っています。

この度 2018 年のシステム監査基準・管理基準の改訂を受けて、赤本の第 3 版を発刊することを決めました。今回の特徴は、基準の改訂に参画した関連団体にも執筆に加わってもらい、より実務での活用を意識した内容を目指しています。

ご紹介しましたように赤本のルーツは 22 年前まで遡り、その歴史はシステム監査基準変遷の歴史と重なります。今回、また新たな歴史を刻むことを目指して協会一丸となって取り組んでまいります。

以上

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【情報システム監査実践マニュアル（通称赤本）の歴史】	
1. めだか	3
【システム監査人のターニングポイント – データを考える】	
2. 投稿	4
【IT 業務処理統制の強化の必要性とその実現上の制度面での課題】（3）～2021 年新会計基準①～	
3. 本部報告	
今月の掲載はありません。	
4. 支部報告	8
【北信越支部 2019 年度 福井県例会報告】	
5. 注目情報	9
【情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン】（IPA）	
【中小企業向けサイバーセキュリティ事後対応支援実証事業】（経済産業省）	
6. セミナー開催案内	10
【協会主催イベント・セミナーのご案内】	
7. 協会からのお知らせ	11
【新たに会員になられた方へ】	
【協会行事一覧】	
8. 会報編集部からのお知らせ	13

めだか 【 システム監査人のターニングポイント – データを考える 】

システム監査人は、グローバルに、ローカルに、いま起きている出来事とその底流を観察し、ターニングポイントの予兆を情報システムとITガバナンスの両面で考える監査人である。昨今の出来事は、クラウドサービスの普及にともなうクラウドセキュリティの認証や、個人情報の本人や小規模事業者へのIT大手企業による優越的地位の乱用への規制などがある。近未来の課題は、2025年の崖といわれる情報システムの保守や、再構築プロジェクトである。2025年の崖は情報システムに係る経営課題でもある。情報システムはデータとアルゴリズムでつくられるが、情報システムの再構築プロジェクトは、ビッグデータや人工知能（AI）の利活用にまで及ぶ。



参考資料によると、データサイエンスは、階層ベイズモデルの枠組みとマルコフ連鎖モンテカルロ（MCMC）法を使っている。階層ベイズモデルの枠組みはベイズの公式に基づくが、ベイズの公式とは、あるデータ x について事前の確率分布 $p(x)$ がある場合、 x の値を与えたときにデータ y が作り出される条件付き確率分布 $p(y/x)$ を仮定して、事後の確率分布 $p(x/y)$ を推定するというものである。

$$p(x/y) = p(y/x)p(x) / \sum_x p(y/x)p(x)$$

上記の生成過程を更に多段階化し、例えば、ある地域に学校が複数あり、それぞれの学校に生徒が複数いる状況で生徒の統一学力テストデータがあるとき、地域、学校、生徒の階層ベイズモデルを生成し、学校間の差もあらわせる。マルコフ連鎖モンテカルロ（MCMC）法は、乱数を使った単純な操作の繰返しで確率密度の大きいところを探しながらサンプルを生成するアルゴリズムである。参考資料には、“実行結果を見て挙動がおかしい場合、モデルやデータ、やろうとしていることのどこかに無理のあることが多いので、それらを振り返って MCMC の挙動との関係をチェックすることが必要になる。” とある。

人工知能（AI）は、AI プロセスに説明責任が課されるようになってきた。政府の会議は、2019年3月29日決定の「人間中心のAI社会原則」に「公平性、説明責任および透明性の原則」を盛り込んでいる。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/aigensoku.pdf>

システム監査人が2025年の崖に対峙する場合、SAAJ監修「発注者のプロジェクトマネジメントと監査」はシステム開発トラブルの未然防止に役立つものである。情報システムに係る経営課題は、「システム管理基準」のITガバナンスが対応する。ITガバナンスは、責任、戦略、取得、パフォーマンス、適合、人間行動の6原則の実行をEvaluate-Direct-Monitorサイクルを回して進めるものである。SAAJは、ITガバナンスを進める際のアセスメントについて鋭意研究している。（空心菜）

参考資料：「ベイズ推論とMCMCのフリーソフト」岩波データサイエンス vol.1、岩波書店

（このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJの見解ではありません。）

<目次>

コラム【IT 業務処理統制の強化の必要性和その実現上の制度面での課題】(3) ～2021 年新会計基準①～

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

1.はじめに

前回(2019年6月号)では、リース会計システムにおける、IT 業務処理統制における注意点を取り上げた。今回からは、2021年に強制適用される「収益認識基準」(企業会計基準第29号)について、基幹システムへの影響について、特に「IT 業務処理統制」の観点からの留意事項を取り上げることとしたい。

※1.前回も述べたように、我々「システム監査の専門家」に期待されているのは、内部監査でも見つけれられるような誤謬ではなく、例えば、「12,345 円」であるべきところが「12,354 円」になった微妙なズレを見出し、そこにシステムの不備、または、何らかの不正の兆候を察知する能力であると考えられる。

※2.前々回、現行の日本の会計基準の「網羅性」における脆弱性について取り上げた。これに関する制度改正案については、前々回の記事及び筆者の ASBJ (企業会計基準委員会) へのハブリック・コメント等をご覧いただきたい。例えば、次を参照のこと。

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-0325/comment.html

https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190325_CL04.pdf

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-0118/comment.html

https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190118_CL23.pdf

※3 特に、【システム監査の専門家の出番】と記した箇所は、特に我々に対する期待の高い箇所である。

2.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」適用に伴うシステムへの影響と監査のポイント

「収益認識に関する会計基準」は、2021年4月1日以降に開始する年度から強制適用となるが、2018年1月1日以降に開始する年度からも早期適用が可能である。この会計基準は、国際会計基準(IFRS)のIFRS15に非常に近いものであり、非常に大きなインパクトがあると考えられる。

以前にもご紹介したように、我が国の会計基準は21世紀に入り、大きな変革を遂げてきたが、今回の改正は5回目の大きな変革である。

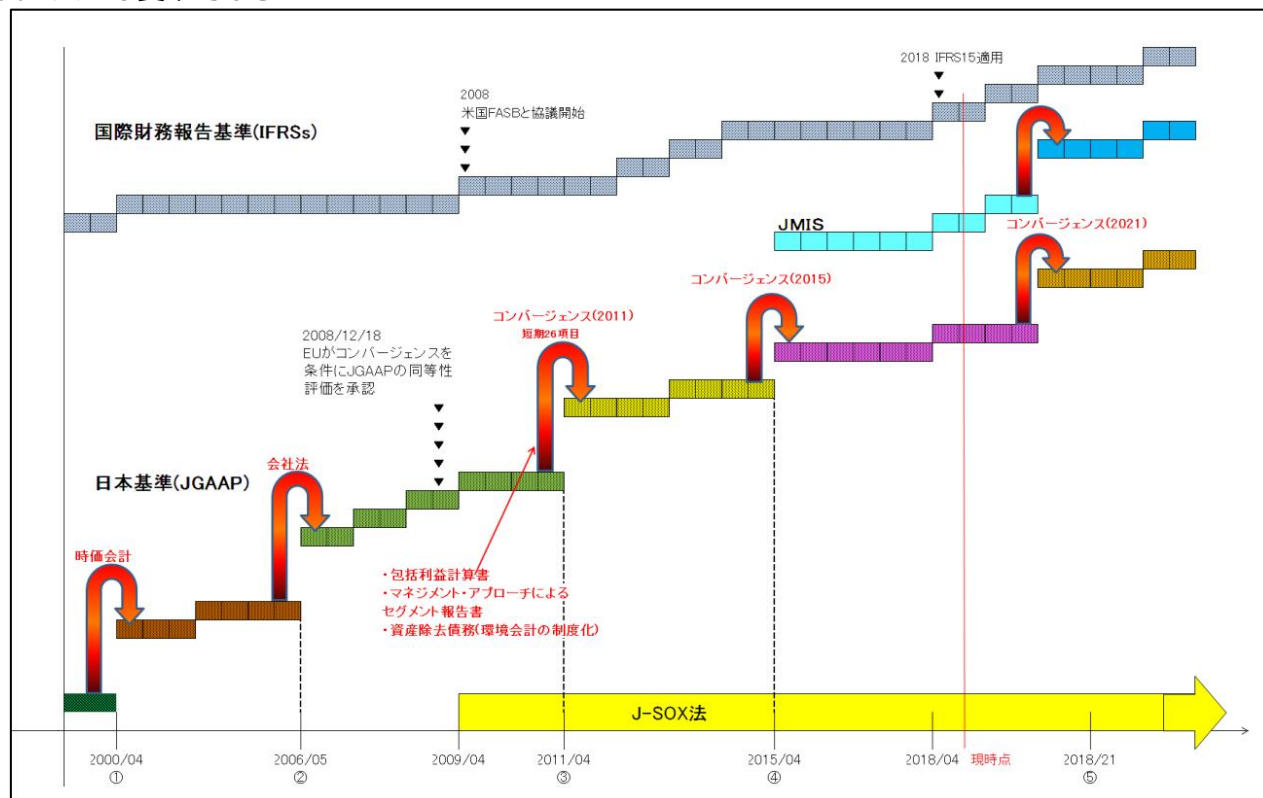


図 1. 会計基準の変遷

収益認識基準についてのポイントは、以下の 9 項目が挙げられる。何れも基幹システムへの影響が大きく、IT 業務処理統制の重要な論点である。【 】内は特に影響の大きい業種を表している。

- 〔1〕【全業種】**物品の売上と役務収益の区分が厳格化**される（IFRS15、IAS18 と同じ）。
- 〔2〕【商社などに関連】商社などの直送取引において、**両建てができなくなる**（IFRS15 と同じ）。
- 〔3〕【全業種】**値引・返品等についても、純額処理**であり、個々の取引毎に直接控除が必要となる。なお、リベートについても「売上割引」（営業外費用）、「仕入割引」（営業外収益）のような科目を用いて一括処理することは認められない。
- 〔4〕【小売業】顧客へのポイント付与について、「ポイント引当金繰入／ポイント引当金」型の仕訳は禁止され、**ポイント発生相当額は「契約負債」として収益認識を留保**し、ポイント失効時に追加収益を認識するように改める。
- 〔5〕【製造業】**「有償支給」の廃止**。買い戻し義務が無い場合に限り、個別財務諸表のみ在庫を落とせる（預け品に振替など）が、連結財務諸表は不可。
- 〔6〕【信販会社など】支配を基準とするため、割賦販売においては、収益認識基準は「販売基準」に一本化され、**「支払期限到来基準」及び「入金基準」は認められなくなる**。
- 〔7〕【全業種】役務について、「動作相」（**【完了相】＝瞬時的/一回限り**）であるか、**【継続相】＝継続的/反復的**であるかの区別が厳格化される（IFRS15 と同じ）。
- 〔8〕【建設会社・ソフトウェアベンダなど】工事進行基準が適用される場合が一部制限（IFRS15 と同じ）。
- 〔9〕【全業種】税込経理の禁止（IFRS15、IAS18 と同じ）

今回は、上記の内、〔1〕を取り上げることにする。

3. 〔1〕物品の売上と役務収益の区分が厳格化されること

これは、IFRS15 及び IAS18 とほぼ同じである。これについては、「財またはサービスの顧客への移転」という表現が用いられているが、今後は「物品の販売」と「役務の給付」は別個のものとして扱わねばならない。例えば、「工作機械の販売及び据え付け工事一式」のような計上は出来ないこととなる。また、勘定科目も分離しなければならない。特に、**これらの分離は品目マスタに関係するところ**であり、**データの流れにおいて「会計システム」よりも手前の「ロジスティクス系システム**（受注・出荷・売上、発注・入荷・仕入、在庫管理）」において、分離を担保しなければならない。従って、**会計監査人の目が届きにくいところ**である。まさに**【システム監査の専門家の出番】**である。

また、今回の新基準では、物品の取引については、「収益の認識」（Recognition of Revenue）、即ち、「売上計上」のためには、「所有権の移転」と「占有権の移転」の両方が要求される。従って、**「出荷基準での売上計上」は認められない**。従って、「ロジスティクス系システム」において、「出荷基準」での売上計上が新基準適用後はブロックできるか否かの確認が必要である。上記の如く、ロジスティクス系システムは会計監査人の目が届きにくいところであるため、システム監査人への期待が高まる箇所である。まさに**【システム監査の専門家の出番】**である。

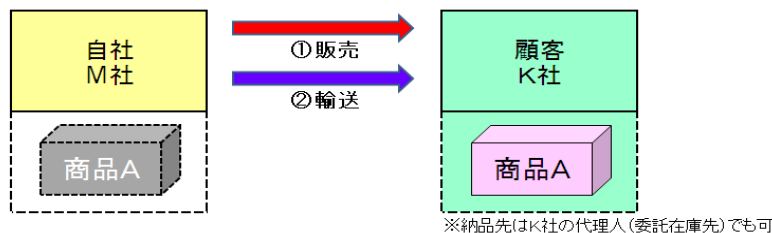
通常「所有権の移転」については、契約において取り決めることになるが、何も規定していない場合は、民法 555 条に従うこととなる。

民法第 555 条

売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

続いて、「占有権の移転」については、「現実の引き渡し」（民法 182 条第 1 項）の場合は、特に問題がない。ただし、**新基準では「顧客側の Control 下に置かれること」が求められている**。即ち、「物品の顧客側の敷地/構内への搬入」や「荷降ろし」だけでは不十分であり、顧客側担当者による検品後の**「検収書の受領」までが求められる**ことに注意が必要である。（勿論、検収後に不良品が発見されることもあるが、荷受時の簡易検査による検収手続き迄は完了していない限り、売上の計上は認められない）

●自社在庫品の販売＝現実の引き渡し(民法182条第1項)に類する場合

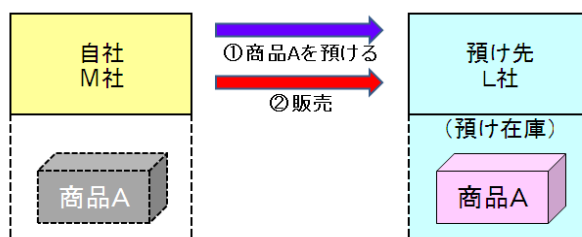


★M社は自社倉庫にあった商品AをK社に販売し、商品AはK社に運搬された。

図 2.現実の引き渡し(民法 182 条第 1 項)

また、試供品を顧客側が買い取った場合など、既に顧客側が占有している場合には、「所有権の移転」だけで売買が成立するので、「所有権の移転」の合意のみで「収益認識」(売上計上)が可能である。

●預け先に商品を販売する取引＝簡易の引き渡し(民法182条第2項)に類する場合

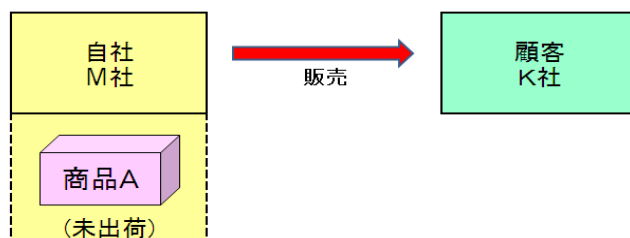


★M社は事前にL社に商品Aを預けていた。後に、M社はL社に商品Aを販売した。

図 3.簡易の引き渡し(民法 182 条第 2 項)

ところが、「**所有権**」が移転しても「**占有権**」が移転していない場合は、**売買が不成立**となる。このような取引は、「占有改定」(民法 183 条)と呼ばれており、自動車購入後の陸送サービス以前のような状況が典型的事例である(この為、自動車販売店では、従来より売上計上日が少し遅れることになる)。

●請求済未出荷取引①(自社在庫品)＝占有改定(民法183条)に類する場合



★M社はK社に商品Aを販売し請求したが、未だに商品Aが出荷されず自社倉庫に留まっている。

図 4.占有改定(民法 183 条)

★このことは、前回取り上げた「リース会計システム」に重大な変更が生じることを意味する。**いわゆる「セール・アンド・リースバック」取引が、会計上認められなくなる**のである。これまで、この取引は次のように運用されてきた。

- ①耐用年数 10 年の機械を購入する。
- ②リース会社に**売却すると同時に**「所有権移転外のファイナンス・リース」契約を締結する。
- ③「所有権移転外のファイナンス・リース」期間が 5 年であれば、資産計上が必要な場合であっても、事実上 5 年で償却が完了する。

新制度では、②は「占有改定」に該当するので、売買不成立となり、**リース会社への売却金額は「借入金」として計上**しなければならない。そして、**耐用年数は本来の法定耐用年数の 10 年**となる。これは、リース会社にとつ

ては大きな影響となるため、一部では波紋を呼んでいるが、IFRS も米国基準も中国基準も「占有改定」は売買不成立であるため、日本基準も従わざるを得ないのであろう。

4.<補足>消費税複数税率化（本年 10 月 1 日）

一部報道にもあるように、消費税の引き上げ本年 10 月 1 日に予定通り、行われる見込みである。読者の方々から要望があったので、補足として取り上げることとする。（※余り知られていないことであるが、我が国の基礎的飲食料品の消費税率＝8%は、先進国（G7）の中では世界最高税率である。）

売上伝票							
				伝票日付 = 2014年5月11日			
				伝票番号 = 123			
	品 名	単価	数量	金額(本体)	税率	税額	金額(税込)
1	食パン(イーストフードなし)	150	2	300	8%	24	324
2	ハンバーグ	500	1	500	8%	40	540
3	雑巾	400	2	800	10%	80	880
4	チョコレート	300	3	900	8%	72	972
5	トイレットペーパー	350	3	1,050	10%	105	1,155
				3,550		321	3,871

図 5.消費税の複数税率化対応の要

消費税の計算は、「会計システム」のみならず、「受注・発注システム」においても重要である。消費税の複数税率の対応のポイントは、税抜き経理/税込経理を問わず、次の 2 点である。

【システム監査の専門家の出番】

- (1) 消費税の計算が、伝票単位ではなく明細単位で行えること
- (2) 消費税率が、品目単位または品目群単位に指定できること

なお、「新収益認識基準」では、IFRS に合わせて税込経理は禁止されることに注意が必要である。この点については、システム設計において見落とされていることも多いので、要注意である。これも【システム監査の専門家の出番】である。(つづく)

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用等につきましては、必ず、御自身で専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

(1)「軽減税率」田淵隆明が語る、「国際取引における連結上の照合・相殺消去」再考：～洋上在庫をどう把握するか?～ ～コンテナ船の Incoterms に注意～ (MyISBN - デザインエッグ社)

(2)「軽減税率」田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋" - ～消費税導入以来の制度上の盲点～ ～国民の大半の理解を得られる処方箋は何か?～ (MyISBN - デザインエッグ社)

(3)2012 年 6 月 13 日、衆議院社会保障と税特別委員会中央公聴会
<https://www.youtube.com/watch?v=2ebWyoqk-EY>

<目次>

支部報告【北信越支部 2019 年度 福井県例会報告】

会員番号 1281 宮本 茂明（北信越支部）

以下のとおり2019年度 北信越支部・福井県例会を開催しました。

- ・日時：2019年6月8日（土） 13:00-17:00 参加者：6名
- ・会場：福井市総合ボランティアセンター研修室B
- ・議題：1. 研究報告

「AIシステムをどう監査するのか？」 栃川 昌文 氏

2. パスワード定期変更に関わるパスワードポリシーに関する意見交換

3. 西日本支部合同研究会-北信越支部報告検討・意見交換

◇ 研究報告**「AI システムをどう監査するのか？」**

報告者（会員番号 1354 栃川 昌文）

AI が様々な分野に利用されるようになってきました。一方、AI が間違った判断をした事例なども報告されています。そんな折、日本経済新聞に「採点される人生」というテーマで連載記事が載っていました。この記事を読んだとき、AI システムのリスクを認識し適切に対応することが必要だと感じました。

そこで、AI システムを監査するためにはどのようなことに留意しなければならないのか、ということ調べてみました。AI に関して深い知識があるわけでもないのですが、自分なりにこういう点に気を付けなければならないのではということが整理できたので、それを支部の例会で発表させていただきました。

発表内容は、以下の通りです。

- ①データが重要な経営資源に（データ資本主義）
- ②情報（データ）管理が重要に
- ③AI 時代におけるリスク
- ④AI システムをどう監査するのか？
- ⑤人間中心の AI 社会原則（内閣府）

これまでの IT システムが業務ルールに沿って演繹的にプログラムが作成されるのに対し、AI システムは、データをもとに帰納的に統計処理をされるという点が大きく異なります。AI が出した答えは、正しいかどうかではなく、「確率的にこのくらい正しいという評価」ですので、この精度を高める必要があります。ただし、求める精度はビジネスリスクとの兼ね合いになります。一方、求める精度の AI が出来上がったとしても、運用時点において、ダーティデータやバイアスデータが混じることで、精度が悪くなることがあります。運用時も定期的にその精度を把握する必要があります。このような特性を理解したうえで、監査をする必要があります。

<目次>

注目情報（2019.5～2019.6）**■「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」を公開【IPA】 2019/5/30**

IPA および JPCERT/CC（一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター）は、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」での検討結果を踏まえ、情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドラインを改訂し、その 2019 年版が IPA および JPCERT/CC のウェブサイトへ公開されました。

こちらの記事に関する URL は以下となります。

URL : https://www.ipa.go.jp/security/ciadr/partnership_guide.html

■「中小企業向けサイバーセキュリティ事後対応支援実証事業」を公開【経済産業省】**2019/6/11**

経済産業省と IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する、中小企業のサイバーセキュリティの意識向上と中小企業の実態に合ったサイバーセキュリティ対策を定着させていくことを目的とした「中小企業向けサイバーセキュリティ事後対応支援実証事業」（サイバーセキュリティお助け隊）について、8 事業者により、15 府県を対象に行う実証事業の内容が IPA ホームページへ公開されました。

こちらの記事に関する URL は以下となります。

URL : <https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190611001/20190611001.html>

<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第 2 4 4 回	日時	2019 年 7 月 22 日 (月) 18:30~20:30
	場所	港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 地下 2 階ホール http://www.jcmanet.or.jp/gaiyo/map_kaikan.htm
	テーマ	システム監査の現状と課題（仮）
	講師	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 石島 隆 教授
	講演骨子	後日協会ホームページに掲載致します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
	お申込み	後日協会ホームページに掲載致します。

<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】



新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

**ご確認
ください**

- ・ ホームページでは協会活動全般をご案内 <http://www.saaaj.or.jp/index.html>
- ・ 会員規程 http://www.saaaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・ 会員情報の変更方法 <http://www.saaaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・ セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <http://www.saaaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

**ぜひ
ご参加を**

- ・ 各支部・各部会・各研究会等の活動。 <http://www.saaaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学也大歓迎です。

**ご意見
募集中**

- ・ 皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・ 「発注者のプロジェクトマネジメントと監査」「情報システム監査実践マニュアル」「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<http://www.saaaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・ 月例研究会など、セミナー等のお知らせ <http://www.saaaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。

**CSA
・
ASA**

- ・ 公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「公認システム監査人」と「システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
CSAサイトで詳細確認ができます。 <http://www.saaaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・ 過去の会報を公開 <https://www.saaaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

**お問い
合わせ**

- ・ お問い合わせページをご利用ください。 <http://www.saaaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

<目次>

【 S A A J 協会行事一覧 】 赤字：前回から変更された予定			2019.6
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 13：理事会 20：年会費未納者督促状発送 21～：会費督促電話作業（役員） 28：支部会計報告依頼（〆切 7/14） 30：助成金配賦額決定（支部別会員数）	中旬：春期 CSA 面接結果通知 下旬：春期 CSA 認定証発送 17：第 243 回月例研究会	認定 NPO 法人東京都認定日 （2015/6/3）
7月	5：支部助成金支給 11：理事会	18～19：第 34 回システム監査実践セミナー （日帰り 2 日間コース） 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内 22：第 244 回月例研究会	14：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 24：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	
9月	12：理事会	～ 秋期 CSA・ASA 募集中 ～9/30 迄	
10月	10：理事会		19：秋期情報処理技術者試験 26：活動説明会
11月	14：理事会 14：予算申請提出依頼（11/30〆切） 支部会計報告依頼（1/7〆切） 15：2020 年度年会費請求書発送準備 26：会費未納者除名予告通知発送 30：本部・支部予算提出期限	中旬：秋期 CSA 面接 下旬：CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 下旬：CSA 面接結果通知	23：「2019 年度西日本支部合同研究会 in OSAKA」
前年度に実施した行事一覧			
12月	1：2018 年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 13：理事会：2019 年度予算案 会費未納者除名承認 第 18 期総会審議事項確認 14：総会資料提出依頼（1/7〆切） 14：総会開催予告揭示 19：2018 年度経費提出期限	5：第 238 回月例研究会 13,14：第 33 回システム監査実践セミナー（日帰り 2 日間コース） 15：CSA/ASA 更新手続案内メール 〔申請期間 1/1～1/31〕 26：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日
1月	7：総会資料提出期限 16:00 10：理事会：総会資料原案審議 26：2018 年度会計監査 30：総会申込受付開始（資料公表） 31：償却資産税・消費税申告	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 18：春期 CSA・ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 22：第 239 回月例研究会	7：支部会計報告期限
2月	7：理事会：通常総会議案承認 28：2019 年度年会費納入期限	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	22：第 18 期通常総会
3月	8：年会費未納者宛督促メール発信 14：理事会 27：法務局：資産登記、理事変更登記 活動報告書提出 東京都：NPO 事業報告書提出	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 2-3：第 33 回システム監査実務セミナー （日帰り 4 日間コース）前半 16-17：第 33 回システム監査実務セミナー （日帰り 4 日間コース）後半 12：第 240 回月例研究会	15：近畿支部第 178 回定例 研究会
4月	11：理事会	初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行 25：第 241 回月例研究会	21：春期情報技術者試験
5月	9：理事会	中旬・下旬土曜：春期 CSA 面接 21：第 242 回月例研究会 25：第 22 回事例に学ぶ課題解決セミナー	

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2019 年の会報年間テーマは

「システム監査人のターニングポイント」です。

システム監査の過去、未来においてターニングポイントとなった①外部環境の変化、②技術的な変化、③今後予想されることを焦点に議論し、お互いの知見や意見を交換することを目的として設定しました。

参考までに例示を紹介させていただきます。

- ①の例示：マイナンバー制度
- ②の例示：クラウドコンピューティング、ブロックチェーン
- ③の例示：AI、自動運転、IoT、ビッグデータ等に関する技術的な進展と法制度

あくまでも例示ですのでこれらにとらわれる必要はありません。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマもちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

分類は次の通りです。

投稿要項が変更になっておりますので、下記をご確認の上、投稿をお願いします。

□ ■ 会報投稿要項		
1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ ※Word の投稿用フォーム（毎月メール配信）を利用してください。
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 ※Word の投稿用フォーム（毎月メール配信）を利用してください。
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	会報掲載「論文」募集要項（2018. 1.11 改訂） 6000 字以上。17,000 字程度。図表を含める。 システム監査の啓発、普及、理論深化、情報提供、実践、手法開発等に役立つ論文であること。 既発表論文は除く。

■ 投稿について

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 投稿された記事については「会報編集委員会」から表現の訂正や削除を求めることがあります。
又は、採用しないことがあります。
- ・ 編集担当の判断で、字体やレイアウトなどの変更をさせて戴くことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

<目次>

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saa-j.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 - 8 - 8 共同ビル 6F

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <http://www.saa-j.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saa-j.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：桜井由美子、安部晃生、越野雅晴、竹原豊和、豊田諭、福田敏博、柳田正、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス：saa-jeditor ☆ saa-j.jp（☆は投稿時には@に変換してください）

Copyright(C)1997-2019、認定 NPO 法人 日本システム監査人協会

<目次>